バリアフリーQ&A

Q　バリアフリーって何？

A　バリアフリーとは、障害者などが生活する上で障壁（バリア）となるものを取り除くことです。バリアには、物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的、情報面などの障壁が含まれます。

Q　バリアフリーマスタープランは、何のために策定したの？

A　バリアフリーマスタープランは、全市的なバリアフリー方針を示すために作られた計画です。また、バリアフリー化を促進するにあたり、行政や事業者、市民の皆様がどういった行動をしていく必要があるのかをとりまとめました。

Q　私たち市民がバリアフリー化を促進するためにできることは？

A　まちなかで困っている高齢者や障害者の方々を見かけたら、「お手伝いしましょうか？」「どうしましたか？」と声をかけることから始めてみましょう。
また、高齢者や障害者との交流の場や、介助体験、疑似体験などに参加することで、障害についての理解を深めたり、具体的な介助方法を学んだりする中で、様々な視点からバリアフリーに対する“気づき”があるかもしれません。そういったイベントにも積極的に参加していきましょう。

Q　私の身近なバリアフリーは？

A

※皆さんの周りには、どんなバリアフリーがあるか考えてみましょう。

千葉市バリアフリーマスタープラン　概要版

発行年月	令和3年3月
編集・発行	千葉市 都市局 都市部 交通政策課
住所	〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号
電話	043(245)5351
FAX	043(245)5568
メール	kotsu.URU@city.chiba.lg.jp

▲千葉市ホームページ
（音声読み上げ用データあり）

参考資料１

千葉市バリアフリー マスタープラン

概　要　版

2021年（令和３年）３月

CHIBA CITY 100th ANNIVERSARY

千葉市

［第１章］千葉市バリアフリーマスタープラン策定にあたって

バリアフリーマスタープラン策定の趣旨

本市で策定した千葉市バリアフリー基本構想が令和２年度末に目標年次を迎えることから、改定を行います。改定にあたっては、改正バリアフリー法の趣旨を踏まえ、市全域のバリアフリー化を促進するための千葉市バリアフリーマスタープランを策定することとしました。

交通バリアフリー法（平成12年11月施行）	千葉市交通バリアフリー基本構想（平成13年11月）	・旅客施設及びその周辺を重点整備地区として指定（16地区）
バリアフリー法（平成18年12月施行） **基本方針**（平成18年12月）目標：平成22年	千葉市バリアフリー基本構想（平成20年８月策定）	・旅客施設及びその周辺を重点整備地区として指定（18地区） ・旅客施設、道路、駅前広場、路外駐車場、都市公園、建築物等について移動等円滑化のための事業に関する基本的事項等
基本方針（平成23年3月）目標：平成32年	千葉市バリアフリー基本構想（平成24年７月変更）	○変更概要 ・本市のバリアフリー化における目標年次・目標値を国の基本方針と整合させる ・特定旅客施設の追加設定　等
改正バリアフリー法（平成30年11月・平成31年4月施行）（令和2年6月・令和3年4月施行(予定)）	**千葉市バリアフリーマスタープラン（令和３年３月策定）**	○改定の概要 ・改正バリアフリー法に基づく改定にあたり、全市的なバリアフリー方針の記載の必要性、都市計画との整合などを考慮し、促進方針制度を活用し、見直しを図る

バリアフリーマスタープランの目標と位置づけ

千葉市バリアフリーマスタープランの計画期間を令和12(2030)年度までとします。また、千葉市都市計画マスタープランの目標年次である令和7(2025)年度に中間評価を実施するものとします。

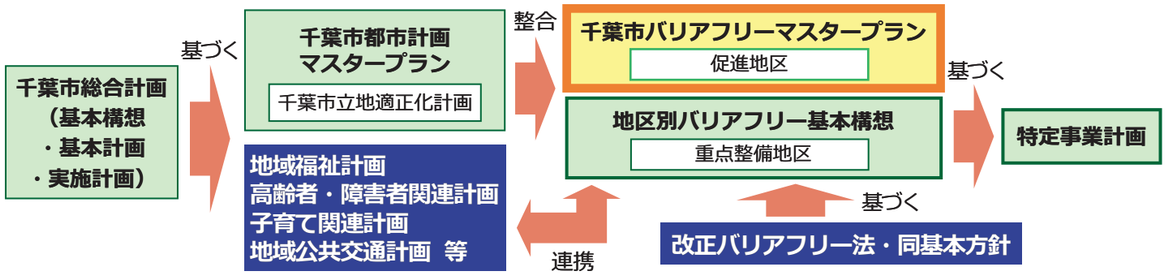

検討の進め方

千葉市バリアフリー基本構想推進協議会や地域懇談会、まち歩き点検等を実施し、当事者参加のもと検討を行いました。

令和元年８月20日	第１回協議会
12月	意見照会
令和２年２月10日	第２回協議会
５～７月	意見照会・市民意見募集
８月27日	第３回協議会
11月11日	第４回協議会
12月	パブリックコメント
令和３年２月２日	第５回協議会

庁内会議（随時実施）

地域懇談会（６区）　９～10月

まち歩き点検（４回）　11月

地域懇談会の様子

重点整備地区（モデル地区）の検討　令和３年度
- 地区WG
- まち歩き点検
- 事業者WG

まち歩き点検の様子

［第７章］全市における取組の促進

バリアフリー化の促進のために必要な全市的な取組を促進していきます。

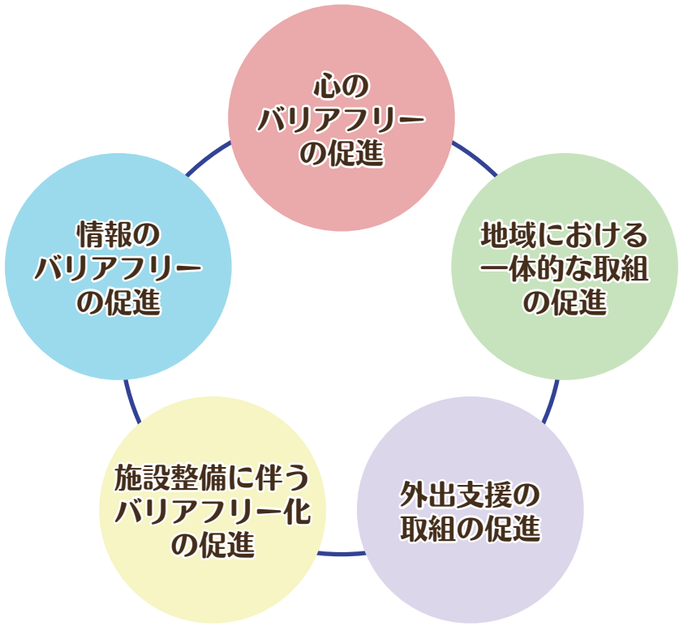

まち歩き点検ワークショップ

パラスポーツ体験

［第８章］バリアフリーマスタープランの実現に向けて

以下に示す推進の枠組みにより、バリアフリーマスタープランの実現を推進していきます。

市民及び関係事業者へのマスタープランの周知・啓発

届出制度等による事業内容の調整

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると考えられる場合、届出者に対し必要な措置の実施を要請できることとなっており、これによりバリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

重点整備地区の指定と基本構想の策定

今後、事業化が見込まれる地区等を、重点整備地区として定めるため、基本構想を策定していきます。

重点整備地区における事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進

重点整備地区における特定事業等の実施段階においては、市民意見の反映や相互理解の促進のため、市民や関係団体、事業者との意見交換等を実施し、具体的な事業や取組について、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会へ報告、公表するといった仕組みを検討します。

事業計画等の着手 → 市民参加の検討 → 事業計画等の説明及び意見交換の実施 → 事業計画等への市民意見反映状況のまとめ → 協議会への報告 → 公表

市民意見の把握及び相互理解の促進の仕組み(イメージ)

マスタープランの段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）

［第５章］バリアフリー化促進の考え方

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合や関連するガイドライン、条例等に留意した整備を推進します。また、地域懇談会やまち歩き点検において、市民から意見が多かった内容を中心に、施設ごとにバリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項を整理しました。主な共通の配慮事項を以下に示します。

公共交通

旅客施設（鉄軌道駅）
- ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置する。

バス
- バス乗降場や停留所における案内を充実する。

タクシー
- 多様な利用者が使いやすい乗降場を整備する。

内方線付点状ブロック

バリアフリー化されたバス停留所

道路

歩道のある道路
- 視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。

歩道のない道路
- 舗装や案内設備、路側帯の雑草の除去などの維持管理に配慮する。

歩道のない道路での安全対策（路側帯のカラー舗装）

バリアフリー化された歩道

信号機等

- 生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。
- 主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンを設置する。

経過時間表示式信号機

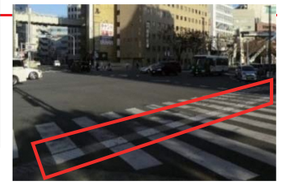
エスコートゾーン

建築物（駐車場含む）

- 主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。
- 車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。
- 筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。

幅員の確保された通路

コミュニケーション支援ボード

都市公園

- 主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。
- 車椅子使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
- 園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。

水飲み場（轟町１丁目公園）

ユニットトイレ（園生三和公園）

［第２章］千葉市の概況

統計データ等

市の人口は令和2年3月31日現在で973,121人、高齢化率は26.0%であり、ともに増加していますが、人口は令和2年をピークに減少することが予測されています。市の身体障害者手帳所持者数は約3万人であり増加しています。知的障害療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数もともに増加しています。

バリアフリー化の取組状況

市内には31の鉄道駅、18のモノレール駅があり、ＪＲ駅を中心に主要なバリアフリー項目を概ね達成しています。「千葉市バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業計画」を策定し、道路のバリアフリー整備を進めており、令和元年度末時点の整備率は合計で86.5%となっています。

市内の主要な施設では、エレベーターの設置、出入口や廊下の段差解消、多機能トイレや障害者等用駐車ます等の整備の他、ソフト対策が進んでいます。

［第３章］バリアフリー化の目標と基本的な方向

さらなるバリアフリー化の促進にあたり、基本構想の改定に向けた課題を整理しました。これを踏まえ、改定に向けた基本的な方向性と考え方、取組の進め方を示します。

基本構想改定に向けた課題

道路特定事業等の継続的な推進及び生活関連施設・生活関連経路の見直し	生活関連施設における、具体的な特定事業の設定及び推進	改正バリアフリー法の枠組みを活用した地区設定の見直し
適切な段階での市民意見の反映機会の確保（計画段階からの参加）	社会背景の変化に合わせた新たな課題への対応	着実な進捗状況把握・評価の枠組みの設定によるスパイラルアップ

バリアフリー化の目標と基本的な方向

1. 安心して行動でき、いきいきとした社会参加ができる環境づくりを目指します。［**社会参加への支援**］
2. バリアフリーが大きな魅力となり、活力の源となるまちづくりを目指します。［**都市の魅力づくり**］
3. やさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。［**心のバリアフリー、意識の向上**］
4. 連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。［**市民との連携、市民参加**］
5. 全ての人にやさしいデザインの施設づくりを目指します。［**ユニバーサルデザイン**］
6. 都市景観の醸成と自然と共生する市街地環境づくりを目指します。［**自然環境や都市景観との調和**］
7. 社会背景の変化に合わせた継続的な改善を目指します。［**スパイラルアップ**］

改定に向けた考え方

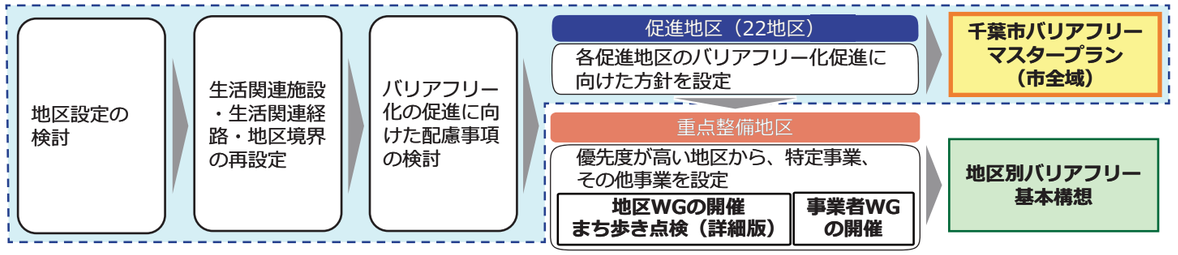

バリアフリーマスタープランに基づく取組の枠組み

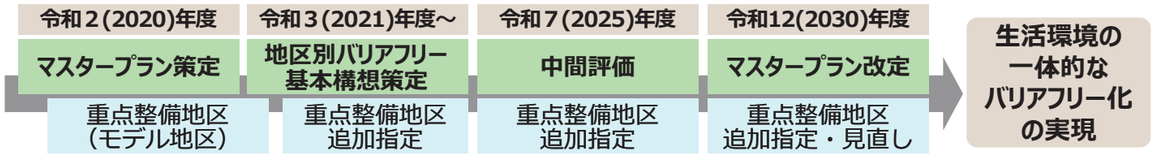

［第 4 章］移動等円滑化促進地区の設定

移動等円滑化促進地区の設定

従前の基本構想における重点整備地区を原則とし、立地適正化計画における都市機能誘導区域を含むエリアとして、22の促進地区を設定します。

① JR/京成幕張本郷地区
② JR/京成幕張地区
③ JR新検見川、京成検見川地区
④ JR/京成稲毛地区
⑤ JR西千葉、京成みどり台地区
⑥ 千葉都心地区
⑦ JR蘇我地区
⑧ JR浜野地区
⑨ JR鎌取地区
⑩ JR誉田地区
⑪ JR土気地区
⑫ JR/モノレール都賀地区
⑬ JR検見川浜地区
⑭ JR稲毛海岸地区
⑮ モノレールスポーツセンター地区
⑯ モノレール千城台地区
⑰ JR海浜幕張地区
⑱ 市立青葉病院周辺地区
⑲ 大宮台団地地区
⑳ こてはし台団地地区
㉑ さつきが丘団地地区
㉒ 花見川団地地区

生活関連施設・生活関連経路の設定

従前の基本構想の生活関連施設を基本に、施設種別ごとに再整理し、設定根拠を明確にした生活関連施設を設定します。生活関連経路は、原則として従前の基本構想における生活関連経路を継続し、追加する生活関連施設への経路は、既存経路から分岐させて設定します。また、隣接する地区間を結ぶ路線は、ネットワークの連続性を考慮し設定します。

重点整備地区の検討の考え方

促進地区のうち、今後、優先して重点整備地区として検討する地区については、立地適性化計画との整合を図りつつ、評価要件や行政区のバランス、関連事業の進捗状況等を考慮し、設定します。

令和2年度以降の調査・検討にあたっては、モデル地区としてJR/京成稲毛地区を、令和3年度以降に千葉都心地区を重点整備地区として検討します。

［第 6 章］地区別のバリアフリー方針

② JR/京成幕張地区
- ◆ 駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。
- ◆ 関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体的なバリアフリー化を図ります。

④ JR/京成稲毛地区
- ◆ 駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。
- ◆ 関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体的なバリアフリー化を図ります。
- ◆ バス停留所の利用環境の向上、及びバス停留所と生活関連施設間の安全・安心な誘導を図ります。

⑫ JR/モノレール都賀地区
- ◆ 駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。
- ◆ 駅前広場の利便性を向上します。

⑨ JR鎌取地区
- ◆ 駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。
- ◆ 駅前広場の利便性を向上します。

⑰ JR海浜幕張地区
- ◆ 駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。
- ◆ 関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体的なバリアフリー化を図ります。
- ◆ バス停留所の利用環境の向上、及びバス停留所と生活関連施設間の安全・安心な誘導を図ります。

⑦ JR蘇我地区
- ◆ 駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。
- ◆ 関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体的なバリアフリー化を図ります。
- ◆ バス停留所の利用環境の向上、及びバス停留所と生活関連施設間の安全・安心な誘導を図ります。
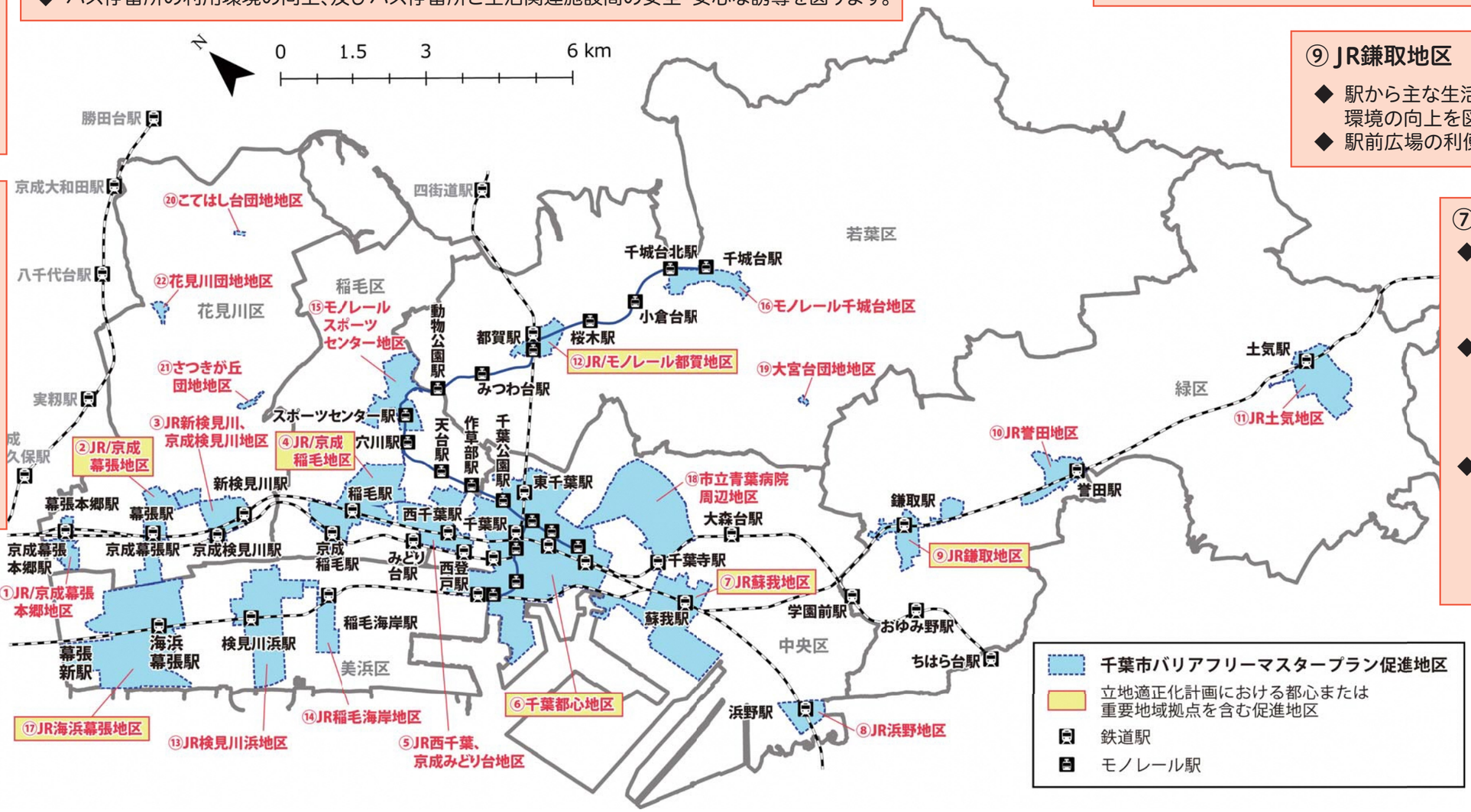
⑥ 千葉都心地区
- ◆ 駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。
- ◆ 関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体的なバリアフリー化を図ります。